

定款変更時の手続きについて

1 定款変更の届出・認可

社会福祉法人が定款を変更する際は、所轄庁（鎌倉市長）の認可、又は所轄庁（鎌倉市長）への届出が必要となります。

「届出」となるか「認可」となるかは、定款変更の内容により異なります。

定款変更の「届出」が必要な場合

- ① 事務所の所在地の変更
- ② 基本財産（土地、建物及び現金）の増加
- ③ 公告の方法の変更

定款変更の「認可」申請が必要な場合 左記の届出事項以外の変更の場合

※ 届出事項と併せて認可事項を同時に変更する場合は、届出事項を含めた定款変更認可申請を提出してください。

2 手続きの流れ

(1) 定款変更届出

- ① 定款変更内容を整理した上、鎌倉市担当者まで事前相談を行う。
- ② 理事会で定款変更の議案の承認を得る。
- ③ 評議員会で定款変更の議案の承認を得る。
(特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数の2/3以上の同意が必要)
- ④ 「定款変更届出書」を鎌倉市長あてに必要な書類とともに1部ずつ提出する。
- ⑤ 審査後、副本と受理通知を市から送付します。
- ⑥ 法人の登記事項に関する変更があれば、定款変更から2週間以内に法務局にて登記する。
- ⑦ 変更後の定款を公表する。

(2) 定款変更申請

- ① 定款変更内容を整理した上、鎌倉市担当者まで事前相談を行う。
- ② 理事会で定款変更の議案の承認を得る。
- ③ 評議員会で定款変更の議案の承認を得る。
(特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数の2/3以上の同意が必要)。
- ④ 「定款変更申請書」を鎌倉市長あてに必要な書類とともに2部ずつ提出する。
- ⑤ 審査後、副本と認可書を市から送付します。
- ⑥ 法人の登記事項に関する変更があれば、定款変更から2週間以内に法務局にて登記する。
- ⑦ 変更後の定款を公表する。